

城里町議会全員協議会会議録

日時 平成31年2月28日(木)

午前10時05分

場所 城里町役場 3階 議場

出席議員(13名)

議長	小 坏 孝 君	副議長	阿久津 則 男 君
	桜 井 和 子 君		加藤木 直 君
	猿 田 正 純 君		藤 咲 芙 美 子 君
	片 岡 藏 之 君		菌 部 一 君
	三 村 孝 信 君		河原井 大 介 君
	小 林 祥 宏 君		杉 山 清 君
	鯉 渕 秀 雄 君		

欠席議員(1名)

関 誠一郎 君

説明のため出席した者の職氏名

町	長	上遠野 修
副 町	長	仲 田 不 二 雄
教 育	長	高 岡 秀 夫
まちづくり戦略課	長	大曾根 直 美
総 務 課	長	河原井 明
町 民 課	長	柳 橋 司 朗
財 務 課	長	高 堀 義 美
税 務 課	長	鈴 木 貴 司
健 康 保 険 課	長	山 口 利 春
長 寿 応 援 課	長	阿久津 忠 昭
福祉こども課	長	増 井 栄 一
農 業 政 策 課	長	皆 川 尊 志
都 市 建 設 課	長	鯉 渕 和 己
下 水 道 課	長	山 崎 秀 樹
会計管理者(会計課長)		小 林 正 雄

水 道 課 長	高 瀬 浩 文
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 口 成 治
教 育 委 員 会 事 務 局 長	小 林 克 成

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	阿久津 雅 志
主 任 書 記	松 崎 英 明
書 記	藤 田 真 紀

議会全員協議会次第

- 1 開 会
- 2 議長挨拶
- 3 町長挨拶
- 4 協議事項
(1) 平成31年第1回城里町議会定例会提案事項について
- 5 閉 会

午前10時05分開会

開 会

○議長（小坏 孝君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまから議会全員協議会を始めます。

議長挨拶

○議長（小坏 孝君） 本日の全員協議会は、来る3月5日に招集されます平成31年第1回城里町議会定例会に提案される事項につきまして事前に協議をいただくものであります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

また、議場内での携帯電話の使用は禁止されておりますので、マナーモード等のご確認をお願いいたします。

続きまして、本日の出席状況につきましてご報告いたします。

欠席議員9番、関誠一郎君、ほか全員出席であります。

町長挨拶

○議長（小坏 孝君） ここで、町長よりご挨拶をいただきます。

町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 本日は、平成31年第1回議会定例会に提案します議案等につきまして事前に議会議員の皆様にご説明するため、公私ともにお忙しい中、議会全員協議会にご参集いただきまして大変ありがとうございます。

さて、本日の全員協議会ですが、条例改正制定、平成30年度一般会計を初め6会計の補正予算、また平成31年度全会計の当初予算など議案30件についてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

協議事項

○議長（小坏 孝君） これより、会議に入ります。

会議次第に従い会議を進めてまいりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

なお、質問のある方は挙手をし、議席番号を言った上でご質問ください。また、質問回

数については3回までとし、発言時間は60分以内となっております。さらに、新年度予算に関しては、自己の所属する委員会所管分の質問はできませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長河原井 明君。

○総務課長（河原井 明君） 議案第1号をごらん願います。

議案第1号 城里町一般職の任期付町費教職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。人事院勧告に伴い職員給与の改定がされたことから、町条例の一部を改正するものです。

桂中学校に1名配置しておりまして、平成30年4月1日から適用するものです。

以上、議案第1号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては議案第1号説明資料1ページから4ページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小唄 孝君） これより議案第1号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第2号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長河原井 明君。

○総務課長（河原井 明君） 議案第2号をごらん願います。

議案第2号 城里町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。町部活動指導員を町立中学校の2校に設置することに伴い、部活動指導員の報酬額を1時間当たり1,090円と規定するため、町条例の一部を改正するものです。

なお、これらの設置要綱の制定につきましては、本会議報告第17号で上程しております。

以上、議案第2号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては議案第2号説明資料の1ページから2ページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小唄 孝君） これより議案第2号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第3号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長河原井 明君。

○総務課長（河原井 明君） 議案第3号をごらん願います。

議案第3号 城里町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改

正する条例についてであります。国の特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、特別職の期末手当を0.05月分引き上げ、年間3.35月分に町条例の一部を改正するものです。

また、厳しい財政状況に鑑みまして、引き続き特別職の給料、町長5%、副町長及び教育長3%をそれぞれ減額改正するものです。

以上、議案第3号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては議案第3号説明資料1ページから3ページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

ご審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小唄 孝君） これより議案第3号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第4号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長河原井 明君。

○総務課長（河原井 明君） 議案第4号をごらん願います。

議案第4号 城里町の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。人事院勧告に伴い職員給与が改正されたことから、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、町職員の給与を平均0.16%引き上げ、勤勉手当を0.05月分引き上げて、期末勤勉手当を年間4.45月分といたしまして、平成30年4月1日から適用するものです。また、再任用職員の職を行政職3級に追加するものです。

以上、議案第4号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては議案第4号説明資料の1ページから14ページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

ご審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小唄 孝君） これより議案第4号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第5号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長河原井 明君。

○総務課長（河原井 明君） 議案第5号をごらん願います。

議案第5号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてであります。町老人福祉センター「やまゆり荘」及び家族旅行村「藤井川ダムふれあいの里」の使用料について、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、「やまゆり荘」につきましては平成28年3月末の施設廃止に伴いまして条例を整理するためです。また、「藤井川ダムふれあいの里」につきましては周辺施設の価格設定などを鑑みまして、キャビン、オートキャビン場、それとバーベキューセット等

の使用料を平成31年6月1日より見直すものです。

以上、議案第5号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては議案第5号説明資料1ページから4ページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小唄 孝君） これより議案第5号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第6号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長河原井 明君。

○総務課長（河原井 明君） 議案第6号をごらん願います。

議案第6号 城里町難病患者見舞金支給条例の一部を改正する条例についてであります。見舞金の支給対象について、これまで指定難病特定医療費受給者としていた者を、新たに小児慢性特定疾病医療受給者及び先天性血液凝固因子障害等医療受給者まで拡大するため、町条例の一部を改正するものです。

以上、議案第6号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては議案第6号の説明資料1ページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小唄 孝君） これより議案第6号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第7号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長河原井 明君。

○総務課長（河原井 明君） 議案第7号をごらん願います。

議案第7号 城里町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、法律及び施行例の一部が改正され、月賦償還の追加や延滞利率の適正化等を見直した資金制度が平成31年4月1日から施行されることに伴い、町条例の一部を改正するものです。

以上、議案第7号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては議案第7号説明資料の1ページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小唄 孝君） これより議案第7号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第8号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長河原井 明君。

○総務課長（河原井 明君） 議案第8号をごらん願います。

議案第8号 城里町公共下水道条例の一部を改正する条例についてであります。現在、流域関連公共下水道の常北処理区と特定環境保全公共下水道の桂処理区で異なる使用料体系となっているため、公平性の観点から流域関連公共下水道の常北処理区の使用料体系に平成31年10月1日より統一するものです。

以上、議案第8号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては議案第8号説明資料1ページから2ページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

ご審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小唄 孝君） これより議案第8号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第9号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長河原井 明君。

○総務課長（河原井 明君） 議案第9号をごらん願います。

議案第9号 城里町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。現在、公共下水道と農業集落排水で異なる使用料体系となっているため、公平性の観点から流域関連公共下水道であります常北処理区の使用料体系に平成31年10月1日より統一するものです。

以上、議案第9号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては議案第9号の説明資料1ページから3ページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

ご審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小唄 孝君） これより議案第9号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第10号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長河原井 明君。

○総務課長（河原井 明君） 議案第10号をごらん願います。

議案第10号 城里町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてであります。公営住宅の入居要件の一部を改正し、施行規則により一部の団地、那珂西団地と池の内団地の2カ所について単身者の入居を可能とするものです。

なお、これらの施行規則につきましては本会議に報告第5号で上程しております。

以上、議案第10号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては議案第10号説明資料1ページから3ページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

ご審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小唄 孝君） これより議案第10号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） ちょっとこの内容がもう少し具体的に知りたいんですけども、具体的にどれが、何がどのように変わったのか説明をいただきたいと思います。

それから、規則に定める要件を備えているものというのはどこを指しているのかちょっとよくわかりませんので、その辺説明をお願いしたいと思います。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 今、1人で公営住宅に入居できるのは65歳以上で所得が低い方ということになっておりますが、以前、藤咲議員からも若い人で貧困な人もいたので、若い人も所得制限、所得が低かったら公営住宅に入れるような制度をつくったほうがいいんじゃないかというご質問も何年か前にいただいたかと思いますが、今回の改正では高齢者に限るという条件をなくしまして、低所得であれば若い人であっても公営住宅に単身で入れるようにするというような内容となっております。

全ての公営住宅というわけではなくて、今回は空きの多い那珂西団地と池の内団地を対象としております。

以上です。

○議長（小唄 孝君） ほかにございますか。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 規則に定める要件を備えている者というのは、以前の入居条件と同じものでよろしいんですね。

○議長（小唄 孝君） 都市建設課長鯉淵和己君。

○都市建設課長（鯉淵和己君） 4番、藤咲議員のご質問にお答えいたします。

要件につきましては、以前とほぼ同じです。

○4番（藤咲芙美子君） わかりました。ありがとうございます。

○議長（小唄 孝君） ほかにございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第11号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長河原井 明君。

○総務課長（河原井 明君） 議案第11号をごらん願います。

議案第11号 城里町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う水道法施行規則の一部を改正する省令が平成31年4月1日から施行されることに伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、学校教育法による専門職大学前期課程の修了した者を追加するものです。

以上、議案第11号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては議案第11号説

明資料の1ページから3ページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小唄 孝君） これより議案第11号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第12号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長河原井 明君。

○総務課長（河原井 明君） 議案第12号をごらん願います。

議案第12号 城里町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。町消防団員の年額報酬が近隣自治体と比べて低い状態であることから、団員の処遇改善のため、分団長以下の年額報酬を階級ごとに一律2,000円増額いたしまして、近隣自治体と同程度にするものです。

以上、議案第12号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては議案第12号説明資料の1ページから2ページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小唄 孝君） これより議案第12号に対するご質問をお受けいたします。

続いて、議案第13号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長河原井 明君。

○総務課長（河原井 明君） 議案第13号をごらん願います。

議案第13号 城里町認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。町立ななかい保育所を幼稚園就園希望の児童を受け入れることのできる認定こども園へ移行するため、設置及び管理に関する必要事項を定めるものです。

以上、議案第13号についてご説明申し上げました。

ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小唄 孝君） これより議案第13号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第14号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長河原井 明君。

○総務課長（河原井 明君） 議案第14号をごらん願います。

議案第14号 城里町環境基本条例の制定についてであります。環境の保全に関する施策の基本事項等を定めることにより施策を総合的かつ計画的に推進し、現在と将来、町民が健康で文化的な生活の確保に寄与するため、町条例を制定するものです。

以上、議案第14号についてご説明申し上げました。

ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小唄 孝君） これより議案第14号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第15号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

まちづくり戦略課長大曾根直美君。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 議案第15号をごらん願います。

議案第15号 公の施設の公益利用に関する協議につきましてご説明申し上げます。

公の施設の公益利用に関する協議についてであります。県央地域首長懇話会（構成9市町村）の広域連携事業により公益利用に指定する公の施設につきまして今回変更が生じたため、地方自治法第240条の3第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるため提案するものであります。

保有する施設の相互利用を実施しているところであります。水戸市と那珂市において変更があり、水戸市では東町運動公園の体育館及びテニスコートを追加し、那珂市では瓜連体育館の廃止となるサブアリーナ、会議室を削除して瓜連体育館アリーナとするものであります。

以上、議案第15号に関してご説明申し上げます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小唄 孝君） これより議案第15号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第16号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

都市建設課長鯉渕和己君。

○都市建設課長（鯉渕和己君） 議案第16号をごらん願います。

議案第16号 町道路線の認定についてであります。大字石塚地内の町営南団地内通路を道路改良するために、起点、大字石塚2389番地先から終点、大字石塚2394番24地先までの136メートルの区間を町道1538号線として認定するものです。

以上、議案第16号についてご説明いたしました。位置等の詳細につきましては説明資料の1ページから2ページをごらん願います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） これより議案第16号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） これはいつのころから始まる予定なんですか、お聞きいたします。決まればの話です。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

こちらの道路は、道路に見えますが、これは実は公営住宅の敷地内の通路を道路のように勝手に使っているだけの状態なのですが、これを正式に道路と認定しまして、すれ違いができる広さの道路に拡幅するために、まず町道認定をするものでございます。

本年度の当初予算におきまして補償費等が計上されております。用地買収や補償等が順調にいけば33年度、新元号になるから新年度の2年の工事になります。

以上です。

○議長（小坪 孝君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 続いて、議案第17号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長高堀義美君。

○財務課長（高堀義美君） 議案第17号 平成30年度城里町一般会計補正予算書をごらん願います。

議案第17号 平成30年度城里町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

1 ページをごらん願います。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,019万9,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ103億5,648万4,000円とするものです。

2 ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正であります。

まず、歳入であります。

1 款町税、1 項町民税であります。既定額に2,292万1,000円を追加するものです。法人町民税現年課税分の収入見込み増により追加するものです。

3 項軽自動車税であります。既定額に180万5,000円を追加するものです。現年課税分の収入見込み増により追加し、滞納繰越分の収入見込み減に伴い減額するものでございます。

6 款1 項地方消費税交付金であります。既定額に2,223万6,000円を追加するものです。交付決定により追加するものでございます。

11 款1 項地方交付税であります。既定額から3,068万7,000円を減額するものです。震災復興特別交付税の収入見込み減に伴い減額するものでございます。

13 款分担金及び負担金、1 項負担金であります。既定額に33万1,000円を追加するものです。民生費負担金で老人ホーム入所者負担金の収入見込み増により追加するものです。

14 款使用料及び手数料、1 項使用料であります。既定額から427万円を減額するものです。道路使用料の収入見込み増により追加し、行政財産使用料等の収入見込み減に伴い

減額するものです。

15款国庫支出金、1項国庫負担金であります。既定額から1,203万8,000円を減額するものです。民生費国庫負担金で自立支援給付費負担金等の交付見込み増により追加し、施設型給付費負担金等の交付見込み減に伴い減額するものです。

2項国庫補助金であります。既定額から1,288万5,000円を減額するものです。主なものは商工費国庫補助金で、国の第2次補正予算に伴いプレミアムつき商品券事務費補助金等を追加し、土木費国庫補助金で社会資本整備総合交付金等の確定に伴い減額するものです。

16款県支出金、1項県負担金であります。既定額に161万4,000円を追加するものです。民生費県負担金で保険基盤安定負担金等の確定により追加し、施設型給付費負担金等の交付見込み減に伴い減額するものです。

2項県補助金であります。既定額に4,353万3,000円を追加するものです。主なものは農林水産業費県補助金で、国の第2次補正予算に伴い経営体育成支援事業補助金等を追加し、県単土地改良事業費補助金等の交付見込み減に伴い減額するものです。

3項委託金であります。既定額から14万2,000円を減額するものです。総務費委託金で住宅・土地調査委託金の交付決定に伴い減額するものです。

17款財産収入、1項財産運用収入であります。既定額から38万2,000円を減額するものです。財産貸付収入で、土地貸付収入の収入見込み減に伴い減額するものです。

2項財産売払収入であります。既定額に27万2,000円を追加するものです。法定外道路の売却により不動産売払収入を追加し、物品売払収入見込み減に伴い減額するものです。続きまして、3ページにまいります。

18款1項寄附金であります。既定額から988万5,000円を減額するものです。教育寄附金でかつら歯科クリニック様からの寄附金を追加し、ふるさと応援寄附金で収入見込み減に伴い減額するものです。

19款繰入金、1項特別会計繰入金であります。既定額に1万7,000円を追加するものです。確定により後期高齢者医療特別会計繰入金を追加するものです。

2項基金繰入金であります。既定額に3,202万円を追加するものです。財政調整基金繰入金を追加し、各種事業の財源といたしまして基金繰り入れにより対応しておりますが、財源確保ができたため、それぞれ減額するものです。

21款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料であります。既定額に300万円を追加するものです。町税延滞金の収入見込み増により追加するものです。

5項雑入であります。既定額に433万9,000円を追加するものです。主なものは、確定により後期高齢者医療療養給付費負担金過年度精算金等を追加し、低炭素価値向上に向けた二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金等を減額するものです。

22款1項町債であります。既定額から3,160万円を減額するものです。総務費でコミ

ユニティセンター空調設備改修事業等の合併特例事業債及び町道真端線の過疎対策事業債、消防債で防災行政無線デジタル化の消防事業債、教育債で小中学校空調設備等整備事業の教育施設整備事業債をそれぞれ減額するものです。

続きまして、4ページをお開き願います。

歳出であります。

1款1項議会費であります。既定額から288万4,000円を減額するものです。議会議員の人件費及び物件費を減額するものです。

2款総務費、1項総務管理費であります。既定額に2億7,410万1,000円を追加するものです。主なものは、財政管理費で公共施設等総合管理基金への積立金を追加し、一般管理費で人件費等を減額するものです。

2項徴税費であります。既定額から410万8,000円を減額するものです。主なものは、税務総務費で人件費を減額するものです。

3項戸籍住民基本台帳費であります。既定額から614万9,000円を減額するものです。人件費及び委託料を減額するものです。

4項選挙費であります。既定額から73万円を減額するものです。物件費を減額するものです。

5項統計調査費であります。既定額から18万9,000円を減額するものです。人件費を減額するものです。

3款民生費、1項社会福祉費であります。既定額から3,917万3,000円を減額するものです。主なものは障害福祉費で、自立支援給付費等の増により扶助費を追加し、社会福祉総務費で国民健康保険特別会計事業勘定への繰出金等を減額するものです。

2項児童福祉費であります。既定額から8,240万4,000円を減額するものです。主なものは保育所費で、保育所及び認定こども園の施設型給付費等を事業確定により減額するものです。

4款衛生費、1項保健衛生費であります。既定額から2,514万1,000円を減額するものです。主なものは保健衛生総務費で、国民健康保険特別会計施設勘定への繰出金等を減額するものです。

2項清掃費であります。既定額から1,818万8,000円を減額するものです。主なものは塵芥処理費で、委託料等を事業確定により減額するものです。

3項上水道費であります。既定額から1,009万3,000円を減額するものです。確定見込みにより水道事業会計の補助金を減額するものです。

4項下水道費であります。既定額から130万3,000円を減額するものです。合併処理浄化槽設置事業費で、確定により補助金を減額するものです。

5款農林水産業費、1項農業費であります。既定額に3,976万4,000円を追加するものです。主なものは農業振興費で、国の第2次補正予算による経営体育成支援事業補助金と

昨年5月の職員の横領事件により発見されました農業再生協議会返還金等を追加し、なお詳細につきましては農業政策課で資料を用意しておりますので。

次に、農業総務費で、農業集落排水事業特別会計への繰出金等を減額するものです。

6款1項商工費であります。既定額から613万7,000円を減額するものです。主なものは商工業振興費で、国の第2次補正予算に伴うプレミアムつき商品券事務経費等を追加し、観光費でふるさと応援寄附金の減に伴う返礼品代等を減額するものです。

7款土木費、1項土木管理費であります。既定額から366万円を減額するものです。人件費を追加し、道路台帳補正委託料等の事業確定により減額するものです。

続きまして、5ページをごらん願います。

2項道路橋梁費であります。既定額から1,481万4,000円を減額するものです。主なものは、橋梁維持費で橋梁維持委託料等の事業確定により減額するものです。

3項河川費であります。既定額から34万7,000円を減額するものです。新道川改修事業用地購入費の確定により減額するものです。

4項都市計画費であります。既定額から2,081万7,000円を減額するものです。主なものは公共下水道費で、公共下水道事業特別会計の繰出金等を減額するものです。

5項住宅費であります。既定額から523万3,000円を減額するものです。町営住宅建てかえ基本設計委託料等の事業確定により減額するものです。

8款1項消防費であります。既定額から564万円を減額するものです。主なものは消防施設費で、消火栓設置負担金等の事業確定により減額するものです。

9款教育費、1項教育総務費であります。既定額から282万9,000円を減額するものです。人件費及び物件費の事業確定により減額するものです。

2項小学校費であります。既定額から670万5,000円を減額するものです。主なものは学校管理費で、バス運行委託料等を事業確定により減額するものです。

3項中学校費であります。既定額から252万7,000円を減額するものです。主なものは教育振興費で、事業確定により扶助費等を減額するものです。

4項幼稚園費であります。既定額から164万9,000円を減額するものです。延長保育事業費で事業確定により物件費を減額するものです。

5項社会教育費であります。既定額から1,307万7,000円を減額するものです。主なものは、コミュニティセンター費で事業確定により改修工事費等を減額するものです。

6項保健体育費であります。既定額から548万1,000円を減額するものです。学校給食センター費で人件費等を減額するものです。

11款1項公債費であります。既定額から438万8,000円を減額するものです。利子で地方債償還金利子を減額するものです。

続きまして、6ページをお開き願います。

第2表繰越明許費であります。

2 款総務費から 8 ページ、9 款教育費まで 29 事業、9 億 3,106 万 4,000 円の翌年度に使用できる経費について繰り越しをするものです。

続きまして、9 ページをごらん願います。

第 3 表地方債補正であります。

合併特例事業につきましては、町道 0211、2038 号線、常北中前改良事業等を追加し、コミュニティセンター城里空調設備等改修事業等を減額するものです。

過疎対策事業につきましては、町道真端線改良事業を減額するものです。

緊急防災減災事業につきましては、新型 J アラート受信設備更新事業を追加し、防災行政無線デジタル化実施設計委託等を減額するものです。

学校教育施設等整備事業につきましては、小中学校空調設備等整備事業を減額し、それぞれ限度額を変更するものです。総額では 3,160 万円を減額し 13 億 6,988 万 3,000 円とするものです。

以上が議案第 17 号 平成 30 年度城里町一般会計補正予算（第 4 号）のご説明ですが、詳細につきましては 10 ページから 36 ページの事項別明細書、給与費明細書となっております。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小唄 孝君） これより議案第 17 号に対するご質問をお受けいたします。

5 番片岡藏之君。

○5 番（片岡藏之君） 26 ページの 23 節で国庫補助金返還金とありますけれども、これは先ほど財務課長が言っていた執行部のほうで書類を出す予定があるとかというものの内容でしょうか。農政課長あたりがわかれば。

○議長（小唄 孝君） 農業政策課長皆川尊志君。

○農業政策課長（皆川尊志君） 詳細な資料がありますので、配付の許可のほうよろしくお願いたします。

○議長（小唄 孝君） 許可します。

〔資料配付〕

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 詳細は課長からさせますが、まず、概要を説明させていただきたいと思います。

もう 5 月のことなので記憶も少し薄れているかもしれませんが、5 月に農業政策課の職員が公金を横領したということで懲戒免職処分となっております。そのときに、懲戒免職となった職員は約 570 万の現金を町に対して預けまして退職をしております。そのうち 270 万円分は今回とは関係なくて、生産調整、飼料米をつくったりした人に対して補助を出すんですが、その横領した職員は、自分は田んぼもつくっていないし、飼料米も何もつくっていないのに、自分で自分の口座にお金を振り込んでしまったということで、その分は預かった 570 万円からすぐに町に取り戻しをしました。残り 300 万円は、国の補助が入ってい

る農業再生協議会の事務費に関する横領分として彼は300万円を置いて、懲戒免職されて退職していったわけです。

その後、農林水産省から、そのやめた職員がかかわった分だけじゃなくて、過去5年分の全部の帳簿を出しなさいと、5年さかのぼって全て調査しますということで調査のために全て帳簿を提出しまして、2月7日になって、県を通して返還金額は幾らとなったので補正予算に計上してくださいという連絡がありまして、今回補正予算として計上するものです。

退職した職員から約300万預かっておりましたが、それでは約190万足らなくなっていました。そのうち約100万については退職した職員に追加で請求をします。既に農業政策課長から追加であると105万円払ってもらいますよという連絡をしておりまして、今後、正式に請求をしていく予定です。

残り90万円は何で生じてしまったのかということですが、詳細は農業政策課長は資料に沿って説明すると思いますが、大きく言うと2つあります。1つは、退職した職員のかかわる前の年度、25年とか26年度、私が着任する前の費用も含めて国から返還しなさいと言われた分があったと。これは退職した職員がかかわったものじゃないので足らなくなってしまうと。それは何で返せと言われたのかというと、例えば会議のお茶代、これは国の補助対象じゃないですよ、一般会計から出してくださいと言われたので返さなきゃいけない。あるいは、横領したわけじゃなくて、間違いなく書類の郵送とかさまざまなものに適切に使われた形跡があるんですけども、領収書の不備だとか、関係書類の不備を農水省から指摘されて、この分は国の補助として認められませんねと言われた分があるということ。

そういった分が発生しまして追加の分が発生したと。あともう一つ大きく言うと、制裁的な利息ということで11%の利息をつけなさいと言われたので、制裁的利息の分というのが発生したということで、彼から預かった分では190万足らなくなっていて、追加で105万、彼がかかわった分については全額請求と、彼がかかわってない分の90万についてはどうすべきかということで、2月7日に言われたんですが、県からは、弁護士等も含めてその相談も至急しました。確かに横領という形で悪意があるものについては本人に請求すべしと、ただ、領収書の管理とか帳簿の不備を指摘された分については、その書類を不備してしまった職員、実は今も城里町役場の中でその方は勤務しているんですが、その方に個人的に何十万払えと請求するのは適切ではなくて、組織として責任を取るという形が妥当であろうと、それが法的にも正しいし、監査請求等を仮に受けても何ら問題ないというふうなアドバイスを受けましたので、横領ではなくて、書類の不備の分についてはかかわった今いる職員個人に請求はしないという方向で考えております。

組織として責任を取るとはどういうことかというふうなご質問もあるかとは思いますが、私を含めまして関係職員が懲戒処分を受けておりまして、懲戒処分を受けた職員、免職も含めた関連した5名の給与、賞与等の減額の総額は約155万に達しておりますので90

万円分以上の給与減額ということで、組織として陳謝し、処分も受けているということでご理解をいただければありがたいなというふうに思います。

あと、資料に沿っては、詳しく農業政策課長に説明をさせます。

○議長（小坪 孝君） 農業政策課長皆川尊志君。

○農業政策課長（皆川尊志君） 今、町長がかなり内容を詳しく説明したものですから、私のほうは概算の内容だけご説明をさせていただきます。

先ほども言いましたが、職員の横領事件で過去5年間の帳簿を国のほうに全て提出しております。その中で、国のほうから返還金ということで国の要綱13条の3項によりまして474万4,020円という金額が2月の7日、県を通して請求をされております。

内訳は3つになるんですが、横領金額としては323万4,109円、横領加算金が60万2,761円、補助経費対象外といたしまして職員の不正部分ではありませんが、この部分が90万7,150円という内訳になっております。

25年度内訳ですが、25年につきましては4万9,495円、これは補助対象外経費として切手代の支払いをしてあるんですが、台帳に不備が見つかったということで、適切な処理がしていないということで、補助対象外ですと。26年度につきましては45万1,855円、中身についてはお茶代というのが26年に要綱が改正されまして対象外になっております。そのお茶代と郵送料の不備ということで郵便局で郵送しておりますが、全てデータは残っているんですが、領収書が紛失して郵便局で再発行ができない分ということになります。28年度につきましては、横領金額が169万1,818円、加算金として41万782円、そのほか補助対象外として18万7,273円となりますが、この中にもやはりお茶代と、先ほど言った切手代の台帳不備ということ、ガソリン等の領収書がない部分、請求書はあるんですが領収書がなかったということで不備があるということで認められなかった。29年度につきましては、これも横領金額の154万2,291円、加算額が19万1,979円となります。同じようにお茶代の1万5,520円、また切手の台帳不備、先ほど言いましたガソリン代の請求はあるんですが領収書の不備という、また契約書の不備というのも電算関係でございます。その他の不備を指摘されまして、合計で、横領金額、先ほど言いましたが323万4,109円、横領加算額が60万2,761円、補助対象外の経費としまして90万7,150円、合計で474万4,020円というような2ページの県のほうからのメールでございまして、3ページ、4ページにつきましては国のほうで精査した内容の一覧となっております。

先ほど町長が言いましたけれども、預り金当人から受け取ったのが当初300万円で、残金は278万5,652円はございます。こちら現金で預かっているので、今後は雑収入のほうに入れたいと思います。また、本人への追加ですが、105万1,218円はもう既に本人に通知をしまして、文書等でやりとりをこれからするというに本人の確認をしております。また、弁護士との相談もしております、事務のほうは弁護士の意見を踏まえてこれから行っていきたいと思います。

先ほど町長が言いました返還金の差額90万7,150円につきましては、私どもの給料の減額ということが155万近くありますので、その中での対応としております。

今後につきましては、適切な対応ということで、会計処理を肝に銘じて業務を行っていきたいと思いますので、ご審議のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（小唄 孝君） 5番片岡藏之君。

○5番（片岡藏之君） 内容的には、昨年度のことだということではっきりいたしました。関係した懲戒を受けている職員の方もいると思ひますので、こういったあれがはっきりした時点で、また心新たに町民の負託に答えて町政に励んでいていただければと思ひます。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 10番阿久津則男君。

○10番（阿久津則男君） ただいまの件で聞きたいんですが、残り105万、本人に請求書を出してきたということでありませうけれども、本人はお受けしたのかどうか確認させてください。

それと、差額分については職員給与減給分約155万で対応しますということでありませうが、この補てんするということに対しては弁護士は正しいと言っているのかどうか、確認したいんですね。

もう1点は、ガソリン代とか切手代、領収書がなく請求書はあるということですが、相手に対しては間違いなくお金は払ってあるのかどうか。

この3点。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご質問のうち、弁護士との相談の件は私が答へまして、あと2つの件は農業政策課長から答へさせたいと思ひますが、その責任のとり方について法的にどうかということで相談をしております。ちょっと繰り返しになりますが、やはり意図的に横領したものに対してはきちっと請求すべきだと、組織ではなくて、それは個人に責任があるということで個人に対して毅然として請求せねばならないと。

一方で、領収書とか帳簿の不備で国から、これはちょっと書類が不備であるので補助対象外ですねと言われてしまったのは、それをやった担当者本人の問題ではなくて、担当者だけではなくて課長補佐、課長も含めて、組織としてそういう台帳の不備とか、領収書をなくさないような仕組みとか、そういうのは組織としての仕事の進め方の問題であるから、特定個人に請求をするのはしないのが通常だと。ですので、組織として懲罰委員会等に関係した管理職等、本人も含めて懲罰されることで責任をとるのが妥当であるというふうなアドバイスを受けておりますので、またそれは法的にも、外部からの監査請求等を受けても問題のない対応であるというふうに言われておりますので、90万円の分というのは直接現金で返したわけではなくて、懲戒処分を受けたという形で責任をとったというので十分

であろうというふうな法的な見解をいただいております。

退職した職員とのやりとり、それから補助対象外経費の詳細については農業政策課長より答えさせます。

○議長（小唄 孝君） 農業政策課長皆川尊志君。

○農業政策課長（皆川尊志君） 10番阿久津議員のご質問にお答えいたします。

請求の関係は、本人のほうには電話ですが確認をして、およそ了解をいただいたと。書類はこれから提出するような形で行う予定になっております。

また、支払いの関係ですが、補助対象外の経費については全て支払いは終わっているものでございます。

以上でございます。

○議長（小唄 孝君） 10番阿久津則男君。

○10番（阿久津則男君） 本人は確認してあるということでもいいですね。

それと、その職員給与減給分155万を理由づけにしてそちらに回すというのは、何か正しくないような気はするんですけども、弁護士はオーケーですか。

言っているのは、職員の減給分をもらったという、そういう理由づけが何かおかしい、そういう理由は要らないような気もするんですよ。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 金額そのものをダイレクトに充てるという形ではなくて、個人に請求するのではなくて、組織として責任をとるべきだというアドバイスで、組織として責任をとった金額が9万とびっぴりになっているとか、なっていないということは、別に弁護士としては、それは内部処分の話ですので金額までは言っておりませんでした、ちなみにちょっと1つ訂正しておく、これは給与減給分と書いていますが、給与等ですね、なぜかという賞与の減額が物すごく大きい、この155万のうち賞与減額がかなりの分を占めているので、賞与等の減額分で155万円ぐらい関係した職員の給与が減った形で、組織として責任をとっているということです。

○議長（小唄 孝君） 10番阿久津則男君。

○10番（阿久津則男君） 別な質問でもいいですね。

○議長（小唄 孝君） はい。

○10番（阿久津則男君） やっぱり26ページなんです、農業振興費で19節の負担金、補助及び交付金の中で、経営体育成支援事業費を5,985万円、これは歳入のほうにも同じ金額が入っていて、100%補助事業だとは思いますが、この内容をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小唄 孝君） 農業政策課長皆川尊志君。

○農業政策課長（皆川尊志君） 10番阿久津議員のご質問にお答えいたします。

5,985万円の内訳なんです、内容的には機械の購入費で6事業体分になります。国の

補助事業で国のほうの補正予算になりますけれども、2分の1の補助ということで各団体6団体からの要請を受けて申請をしております。ただし、まだ確定ではございませんので、こちらは補正に上げて同額ということになりますので、最終的には3月の中旬ぐらいには確定になるかなとは思っています。

第1次選考が先週ありまして、4経営体は第1選考が通ったんですが、2経営体が通っていないということで、まだその分はかなり大きな額がありますんで、今後の様子を見て、最終的には補正で減額になるかなとは思っています。

以上でございます。

○議長（小坪 孝君） 10番阿久津則男君。

○10番（阿久津則男君） 6団体ということですが、もう少し細かく内容を聞きたいんですが、どういう団体なのか。

もう一つは、これは去年もちょうど今ごろ七会地区の豚舎といいますか、1億7,000万くらい、10分の10来ました。なぜ今の時期にこういう大きい金額がこの時期に来るのかというのが、もっと去年の10月の議会とか12月の議会には間に合わなかったのかどうか、その辺。

あともう一つは、これは単年度事業なのかどうか。今年度だけなのか、また来年、今ごろこういったものが出てくるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（小坪 孝君） 農業政策課長皆川尊志君。

○農業政策課長（皆川尊志君） 6事業体の経営関係なんですけれども、後で資料を提出したほうがよろしいですかね。

〔10番議員「はい、わかりました」と呼ぶ者あり〕

○農業政策課長（皆川尊志君） 提出のほうで対応したいと思います。

それと、なぜこの時期かというのと、これは国の補正予算なんです。50億という補正額につきまして大体3倍の応募があったと聞いております。基本的にはほとんど繰り越しになります。12月の補正のときにはちょっと対応ができなかったと。要望を1月に国のほうに上げていますので、確定がその後ということで、国の予算が通ってからという内容になります。

以上でございます。

○議長（小坪 孝君） ほかにございますか。

2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） それでは、ただいまの阿久津則男議員のページと同じところなんですけれども、補助金の中で儲かる産地支援事業というのがありますけれども、これについてどういう事業なのかを説明をいただきたいなと思います。まずそれが第1点です。

それともう1点は、有害鳥獣の防護柵、これは電柵だと思うんですけれども、この補助事業95万円の減額でございますけれども、これにつきましては実際にどのぐらいの利用者

がいるのかというのも。それで、95万円減額しておりますので余りなかったのかなとは思
うんですけども、これについてもご説明お願いいたします。

○議長（小坪 孝君） 農業政策課長皆川尊志君。

○農業政策課長（皆川尊志君） 2番加藤木議員のご質問にお答えいたします。

儲かる産地支援事業は県の補助事業でございます。古内茶生産組合のほうから要望があ
りまして、県のほうに確認しましたところ、予算がまだあるということで対象になったと
いうことで、これは確定しております。お茶を摘む機械の購入費でございます。2分の1
になります。

また、有害鳥獣防護柵の設置のほうですが、こちら95万の減額になっております。本年
度30件近い予定をしておりましたが、現実的には14件の申請しかございませんでしたので、
県のほうで2月中に減額をするということで、そちらのほうで県のほうとタイアップしな
がら減額ということになっております。

以上でございます。

○議長（小坪 孝君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） ありがとうございます。

この防護柵なんですけれども、これ当初予算どのぐらいでした。95万の減額になってい
ますけれども、当初予算ちょっと教えてください。

○議長（小坪 孝君） 農業政策課長皆川尊志君。

○農業政策課長（皆川尊志君） 防護柵関係は県と町が3万ずつで、3分の2まで出ます。
約30件です。あと、箱わな等の防護柵もありますんで、全部で160万ぐらいになっていま
す。

○議長（小坪 孝君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） はい、わかりました。

箱わなのほうも含めた金額ということなんですけれども、箱わなについては、もう既に
何年か前からやっていると思うんですけども、実際に箱わなを使ってイノシシ等をとら
れている方は実際に何件ぐらいあって、箱わな自体はどのぐらいの量のものを持っている
のか。箱わなというのは備品ですか。

お願いします。

○議長（小坪 孝君） 農業政策課長皆川尊志君。

○農業政策課長（皆川尊志君） 個人に補助を出しているのは昨年は3件です。30年です
ね。その前が1件、町で現在持っているのが19台、県から借用が2台で21台になります。

○2番（加藤木 直君） 箱わなが21台あるということですよ。わかりました。ありが
とうございます。

○議長（小坪 孝君） ほかにございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 続いて、議案第18号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康保険課長山口利春君。

○健康保険課長（山口利春君） 議案第18号 城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）をごらん願います。

議案第18号 平成30年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（事業勘定第2号）についてご説明申し上げます。

1 ページをごらん願います。

第1条であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,977万2,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ24億3,660万6,000円とするものです。

2 ページをお開き願います。

第1表歳入歳出補正予算であります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

1 款 1 項国民健康保険税であります。既定額から2,122万2,000円を減額するものです。保険税額の収入見込み額を勘案しまして一般被保険者国民健康保険税を1,572万5,000円、退職被保険者等国民健康保険税を549万7,000円減額するものです。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料であります。既定額から18万3,000円を減額するものです。収入済額を踏まえまして督促手数料を減額するものです。

4 款県支出金、1 項県補助金であります。既定額から322万3,000円を減額するものです。交付金の確定により普通交付金特定健診検査負担金等を減額するものであります。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金であります。既定額から6,081万5,000円を減額するものです。事業の確定見込みによりまして減額するものであります。主なものは、その他繰入金を減額するものであります。

2 項基金繰入金であります。既定額から2,000万円を減額するものです。緊急的な支払いがなかったことにより減額するものであります。

7 款繰越金、1 項繰越金であります。既定額に2,191万4,000円を追加するものであります。前年度繰越金でございます。

8 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料であります。既定額に122万6,000円を追加するものです。収入済額を踏まえまして一般被保険者延滞金を追加するものであります。

3 項雑入であります。既定額に1,253万1,000円を追加するものです。収入済額を踏まえまして、主に第三者納付金、それから医療給付費等を追加するものであります。

3 ページをごらん願います。

続きまして、歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費であります。既定額から126万3,000円を減額するもので

す。事業費の確定によりまして人件費及び物件費等を減額するものであります。

2 款保険給付費、1 項療養諸費であります。既定額から240万円を減額するものです。事業確定見込みによる減でございます。

4 款出産育児諸費であります。既定額から252万円を減額するものです。事業確定見込みによる減でございます。

5 項葬祭諸費であります。既定額から70万円を減額するものであります。事業確定見込みによる減でございます。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項療養給付費分であります。既定額から1 億2,084万円を減額するものです。事業確定の見込みによる減でございます。

3 項介護納付金であります。既定額から54万円を減額するものであります。これも事業確定見込みによる減でございます。

5 款保健事業費、1 項保健事業費であります。既定額から37万円を減額するものであります。事業確定見込みによる減でございます。

2 項特定健康診査等事業費であります。既定額から119万円を減額するものであります。事業確定見込みによる減でございます。

6 款基金積立金、1 項基金積立金であります。既定額に6,000万円を追加するものです。平成29年度繰越金の一部を緊急的な支払いに備え積み立てるものでございます。

8 款諸支出金、3 項繰出金であります。既定額に5 万1,000円を追加するものです。県から交付されます施設勘定への追加交付分を追加するものであります。

以上、平成30年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（事業勘定第2号）についてご説明させていただきました。詳細につきましては、4 ページから12ページの補正予算事項別明細書、給与費明細書等をごらんいただきたいと思います。

続きまして、13ページをごらん願います。

平成30年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（施設勘定第1号）についてご説明申し上げます。

第1条であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,656万9,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ2 億2,176万9,000円とするものです。

14ページをごらん願います。

第1表歳入歳出予算補正であります。

まず、歳入についてご説明いたします。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金であります。既定額から1,508万円を減額するものです。事業費の確定見込みによりまして減額するものであります。

4 款1 項繰越金であります。既定額に1 万1,000円を追加するものです。前年度繰越金でございます。

6 款 1 項町債であります。既定額から150万円を減額するものです。事業確定による減でございます。

続いて、歳出であります。

1 款総務費、1 項施設管理費であります。既定額から497万9,000円を減額するものです。事業費確定見込みにより人件費及び物件費を減額するものであります。

2 項研究研修費であります。既定額に3万円を追加するものであります。医学書購入費を追加するものです。

2 款 1 項医業費であります。既定額から1,102万円を減額するものです。事業費の確定見込みにより消耗機材費、衛生材料費及び諸検査委託費等を減額するものであります。

3 款 1 項施設整備費であります。既定額から60万円を減額するものです。医療用機械器具の購入入札による差金を減額するものであります。

15ページををらん願います。

第2表地方債補正であります。事業確定によりまして借入限度額を630万円から480万円に変更するものでございます。

以上、平成30年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（施設勘定第1号）についてご説明させていただきました。

詳細につきましては16ページから22ページの歳入歳出補正予算、事項別明細書、給与費明細書等ををらんいただきたいと思っております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） これより議案第18号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第19号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康保険課長山口利春君。

○健康保険課長（山口利春君） 議案第19号 城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）ををらん願います。

議案第19号 平成30年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

1 ページををらん願います。

第1条であります。

予算の総額から歳入歳出それぞれ636万7,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ2億881万2,000円とするものです。

2 ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出補正予算であります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料であります。既定額から437万円を減額するものです。収入見込み額を勘案いたしまして特別徴収分2,046万7,000円と滞納繰越分20万円を減額し、普通徴収分1,629万7,000円を追加するものです。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金であります。既定額から201万4,000円を減額するものです。広域連合納付金の確定によりまして保険基盤安定繰入金を減額するものです。

4 款 1 項繰越金であります。既定額に1万7,000円を追加するものです。前年度繰越金でございます。

続きまして、歳出であります。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金であります。既定額から638万4,000円を減額するものです。広域連合納付金の確定により減額するものです。

3 款諸支出金、2 項繰出金であります。既定額に1万7,000円を追加するものです。平成29年度事業の確定により剰余金を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上、平成30年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明させていただきます。

詳細につきましては3ページから5ページの補正予算事項別明細書をごらんいただきたいと思っております。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坪 孝君） これより議案第19号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 続いて、議案第20号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

長寿応援課長阿久津忠昭君。

○長寿応援課長（阿久津忠昭君） 議会資料、議案第20号 平成30年度城里町介護保険特別会計補正予算（第4号）をご用意いたします。

議案第20号 平成30年度城里町介護保険特別会計補正予算（保険事業勘定第4号）についてご説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

第1条であります。

予算の総額に歳入歳出それぞれ1,444万5,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ21億5,061万9,000円とするものです。

2 ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正であります。

まず、歳入であります。

1 款保険料、1 項介護保険料ですが、既定額に2,368万9,000円を追加するものです。保険料特別徴収分の増によるものです。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金ですが、33万2,000円を追加するものです。給付費の増によるものです。

2 項国庫補助金ですが、既定額から1,191万2,000円を減額するものです。地域支援事業の包括的支援事業・任意事業の減によるものです。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金ですが、既定額から4,154万円を減額するものです。支払基金交付金の給付費見積もり額の減によるものです。

5 款県支出金、1 項県負担金ですが、既定額から38万4,000円を減額するものです。給付費の見込み額が当初予算の見込み額を下回ったために減額するものです。

2 項県補助金ですが、既定額から110万4,000円を減額するものです。地域支援事業の包括的支援事業・任意事業の減によるものです。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金ですが、既定額から200万8,000円を減額するものです。地域支援事業の包括的支援事業・任意事業の減によるものです。

2 項基金繰入金ですが、既定額から543万1,000円を減額するものです。

3 項介護サービス事業勘定繰入金ですが、既定額に122万円を追加するものです。サービス事業勘定の収支分を繰り入れるものです。

8 款繰越金、1 項繰越金ですが、既定額に1,419万7,000円を追加するものです。前年度繰越金であります。

3 ページをお願いします。

続いて歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費ですが、既定額から265万8,000円を減額するものです。人件費の減によるものです。

3 項介護認定審査会費ですが、既定額から114万6,000円を減額するものです。人件費委託料の減によるものです。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費ですが、既定額に2,130万円を追加するものです。居宅介護サービス給付費の増によるものです。

3 項高額介護サービス等費ですが、既定額に380万円を追加するものです。高額介護サービス給付費の増によるものです。

5 項特定入所者介護サービス等費ですが、既定額から180万円を減額するものです。特定入所者介護サービス給付費の減によるものです。

3 項地域支援事業費、1 項介護予防生活支援サービス事業費ですが、既定額に196万7,000円を追加するものです。基準型訪問通所介護サービス費の増によるものです。

2 項一般介護予防事業費ですが、財源の組み替えをするものです。国庫支出金、その他財源を組み替えし一般財源を減額するものです。

3 項包括的支援事業・任意事業費ですが、既定額から701万8,000円を減額するものです。主なものは、生活支援体制整備事業と介護保険適正化事業の見送りに伴うものです。

詳細につきましては4ページから13ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、補正予算給与費明細書をごらんいただきたいと思います。

以上、平成30年度城里町介護保険特別会計補正予算（保険事業勘定第4号）についてご説明いたしました。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、平成30年度城里町介護保険特別会計補正予算（介護サービス事業勘定第1号）についてご説明いたします。

15ページをお願いいたします。

第1条であります。

予算の総額に歳入歳出それぞれ28万6,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ450万2,000円とするものです。

16ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正であります。

まず、歳入です。

2款繰越金、1項繰越金ですが、既定額に28万6,000円を追加するものです。前年度繰越金であります。

続いて、歳出であります。

1款サービス事業費、1項介護予防支援事業費ですが、既定額から93万4,000円を減額するものです。マネジメント委託件数の減によるものです。

2款諸支出金、1項繰越金ですが、既定額に122万円を追加するものです。サービス事業勘定の収支分を保険事業勘定に繰り出すものです。

詳細につきましては17ページから18ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をごらんいただきたいと思います。

以上、平成30年度城里町介護保険特別会計補正予算（介護サービス事業勘定第1号）についてご説明いたしました。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小唄 孝君） これより議案第20号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第21号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

下水道課長山崎秀樹君。

○下水道課長（山崎秀樹君） 議案第21号 平成30年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

議案書1ページをごらん願います。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ

2,720万2,000円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ8億2,616万5,000円とするものです。

2ページをごらん願います。

第1表歳入歳出予算補正についてご説明いたします。

まず、歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金ですが、既定額に630万4,000円を追加するものです。負担金収入の実績を勘案しまして追加するものです。

2款使用料及び手数料、1項使用料ですが、既定額に646万円を追加するものです。使用料収入の実績を勘案しまして追加するものです。

5款繰入金、1項他会計繰入金ですが、既定額から2,046万6,000円を減額するものです。事業確定により一般会計からの繰入金を減額するものです。

8款1項町債ですが、既定額から1,950万円を減額するものです。事業確定により減額するものです。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

1款1項下水道事業費ですが、既定額から2,686万9,000円を減額するものです。事業確定により下水道維持管理費で237万4,000円、下水道整備事業費で2,449万5,000円を減額するものです。

2款1項公債費ですが、既定額から33万3,000円を減額するものです。地方債償還金利子の償還額確定によるものです。

3ページをごらん願います。

第2表繰越明許費につきましては、流域関連公共下水道事業及び那珂久慈流域下水道事業建設負担金、那珂久慈ブロック広域汚泥処理建設負担金の一部を翌年度に繰り越すものです。

第3表地方債の補正につきましては、流域関連公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の限度額を1億3,850万円に変更するものです。事業確定による減でございます。

以上、平成30年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明させていただきましたが、詳細につきましては4ページから9ページまでの事項別明細書、給与費明細書をごらんいただきたいと存じます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小唄 孝君） これより議案第21号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 今回の説明の3ページの地方債補正で、流域関連公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業を少し詳しく説明していただけますでしょうか。

○議長（小唄 孝君） 下水道課長山崎秀樹君。

○下水道課長（山崎秀樹君） 4番藤咲議員の質問にお答えいたします。

この流域関連公共下水道事業、それから特定環境保全公共下水道事業については現在整備事業を進めているところでございますが、この整備事業の起債の額が、見込み額が流域下水道事業につきましても1億2,330万、それから特定環境下水道につきましても1,520万円ほどの確定金額になりまして、その分起債額が変更するものでございます。

以上でございます。

○議長（小坪 孝君） ほかにございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 続いて、議案第22号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

下水道課長山崎秀樹君。

○下水道課長（山崎秀樹君） 議案第22号 平成30年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案書1ページをごらん願います。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ754万4,000円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ2億7,353万9,000円とするものです。

2ページをごらん願います。

第1表歳入歳出予算補正についてご説明いたします。

まず、歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項分担金につきましては、限度額から153万1,000円を減額するものです。分担金収入の実績を勘案しまして減額したものです。

2款使用料及び手数料、1項使用料につきましては、既定額に1万4,000円を追加するものです。使用料収入実績を勘案しまして追加するものです。

4款繰入金、1項他会計繰入金につきましては、既定額から602万7,000円を減額するものです。人件費及び事業費の確定に伴い繰入金を減額するものです。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

1款1項農業集落排水事業費ですが、既定額から754万4,000円を減額するものです。主に人件費及び事業費の確定に伴い減額をするものです。

以上、平成30年度の城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明させていただきましたが、詳細につきましては3ページから7ページの事項別明細書、給与費明細書をごらんいただきたいと存じます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小坪 孝君） これより議案第22号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 続いて、議案第23号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

水道課長高瀬浩文君。

○水道課長（高瀬浩文君） 議案第23号 平成30年度城里町水道事業会計補正予算書をごらん願います。

議案第23号 平成30年度城里町水道事業補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

第1条は総則ですので、第2条の収益的収入及び支出からご説明いたします。

第2条、平成30年度城里町水道事業会計予算、第3条に定めました収益的収入と支出の予定額を補正するものです。収入、支出の既決予定額からそれぞれ4,966万4,000円を減額いたしまして、予定額を7億233万6,000円とするものです。

収入につきましては、1款水道事業収益、1項営業収益4,083万1,000円の減額であります。受託工事収益、水道加入金等の減によるものです。

2項営業外収益883万3,000円の減であります。一般会計補助金、負担金の減によるものです。

支出につきましては、1款水道事業費用、1項営業費用4,971万4,000円の減額であります。施設の工事完了によります固定資産の振りかえに伴う減価償却費の増がありますが、修繕費及び委託料、受託工事費の設計委託料、工事請負費総係費の人件費の減によるものです。

3項特別損失5万円の増であります。過年度損益修正損の増によるものです。

続きまして、2ページをごらん願います。

第3条、予算第4条に定めました資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億6,157万9,000円を5億4,992万7,000円に改めまして、資本的支出の予定額を補正するものです。

収入につきましては、1款資本的収入の既決予定額から181万を減額いたしまして、予定額を1,863万8,000円とするものです。内容につきましては、一般会計補助負担金の減によるものです。

支出につきましては、1款資本的支出の既決予定額から1,346万2,000円を減額いたしまして、予定額を5億6,856万5,000円とするものです。内容につきましては、1項建設改良費の減額であります。施設の新設及び更新工事に伴う設計委託料、工事請負費並びに補償費、土地購入費の減によるものです。

以上、平成30年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）の概要につきましてご説明申し上げます。

詳細につきましては4ページから7ページの補正予算実施計画明細書をごらんいただきたいと思います。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（小唄 孝君） これより議案第23号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ここで午後1時まで休憩いたします。

午後は、議案第24号 平成31年度一般会計予算の説明から入ります。

午前 11時54分休憩

午後 1時00分開議

○議長（小唄 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第24号から議案第30号、新年度予算となります。さきに申しあげましたとおり、新年度予算に関しましては自己の所属する委員会所管分の質問はできませんので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第24号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長高堀義美君。

○財務課長（高堀義美君） 平成31年度城里町予算書をごらん願ひます。

議案第24号 平成31年度城里町一般会計予算書についてご説明申し上げます。

1 ページをごらん願ひます。

第1条であります。

一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ105億3,800万円とするものです。

第2条、債務負担行為につきましては、債務を負担することができる事項、期間及び限度額を示すものです。

第3条、地方債につきましては、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法をお示しするものです。

第4条、一時借入金は、借り入れの最高額を5億円とするものです。

第5条、歳出予算の流用は、各項に計上した人件費の予算に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用を認めるものです。

2 ページをお開き願ひます。

第1表歳入歳出予算であります。

まず、歳入であります。

1 款町税、1 項町民税 8 億4,726万3,000円ありますが、個人、法人町民税の現年課税分、滞納繰越分を見込んでおります。

2 項固定資産税 9 億5,451万6,000円ありますが、土地、家屋、償却資産の現年課税分、滞納繰越分及び国有資産等所在市町村交付金を見込んでおります。

3 項軽自動車税7,493万9,000円ありますが、現年課税分、滞納繰越分を見込んでおり

ます。

4 項町たばこ税 1 億2,700万5,000円を見込んでおります。

5 項入湯税、3,132万3,000円を見込んでおります。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税4,060万円ではありますが、ガソリンに係る国税の一部で市町村に譲与される額を見込んでおります。

2 項自動車重量譲与税9,740万円ではありますが、重量税に係る国税の一部で、市町村に譲与される額を見込んでおります。

3 項森林環境譲与税300万円ではありますが、平成31年度税制改正に伴い森林整備等に必要な地方財源を定期的に確保する観点から森林環境税が創設され、市町村に譲与される額を見込んでおります。

3 款 1 項利子割交付金250万2,000円ではありますが、預金などの利子所得に対する交付金を見込んでおります。

4 款 1 項配当割交付金849万4,000円ではありますが、上場株式等の配当などに課税される県税の一部で、市町村に交付される額を見込んでおります。

5 款 1 項株式等譲渡所得割交付金765万7,000円ではありますが、株式等の譲渡をする際に課税される県税の一部で、市町村に交付される額を見込んでおります。

6 款 1 項地方消費税交付金 3 億352万8,000円ではありますが、消費税の一部を財源として県から市町村に交付される額を見込んでおります。

7 款 1 項ゴルフ場利用税交付金5,998万4,000円ではありますが、県が徴収したゴルフ利用税額の一部で、所在市町村に交付される額を見込んでおります。

8 款 1 項自動車取得税交付金1,760万円ではありますが、自動車取得税の一部を財源として県から市町村に交付される額を見込んでおります。

3 ページをごらん願います。

9 款 1 項環境性能割交付金650万円ではありますが、消費税引き上げに伴う事業平準化のため、自動車及び軽自動車税の環境性能割臨時的軽減による減収分を見込んでおります。

10 款 1 項国有提供施設等所在市町村助成交付金71万5,000円ではありますが、七会地区の自衛隊爆破訓練場の固定資産税に相当する額を見込んでおります。

11 款 1 項地方特例交付金1,055万円ではありますが、国の恒久的減税に伴う地方税の減収の一部を見込んでおります。

12 款 1 項地方交付税40億299万円ではありますが、標準的な行政を行うため、一定の基準によって国からの普通交付税及び特別交付税を見込んでおります。

13 款 1 項交通安全対策特別交付金210万円ではありますが、道路交通法に定める反則金を原資に道路交通安全施設経費への充当財源として見込んでおります。

14 款分担金及び負担金、1 項負担金838万円ではありますが、民生費負担金で高齢者福祉費負担金等を見込んでおります。

15款使用料及び手数料、1項使用料9,003万円ではありますが、主なものは土木使用料で、町営住宅使用料等を見込んでおります。

2項手数料4,788万6,000円ではありますが、主なものは衛生手数料等を見込んでおります。

16款国庫支出金、1項国庫負担金5億4,069万8,000円ではありますが、主なものは民生費国庫負担金で児童福祉費負担金等を見込んでおります。

2項国庫補助金4億2,034万2,000円ではありますが、主なものは衛生費国庫補助金で循環型社会形成推進交付金等を見込んでおります。

3項委託金518万7,000円ではありますが、主なものは民生費委託金で、国民年金事務委託金等を見込んでおります。

17款県支出金、1項県負担金3億6,058万4,000円ではありますが、主なものは民生費県負担金で、児童福祉費負担金等を見込んでおります。

2項県補助金2億4,194万6,000円ではありますが、主なものは教育費県補助金で、保健体育費補助金等を見込んでおります。

4ページをお開き願います。

3項委託金4,902万5,000円ではありますが、主なものは総務費委託金で、徴税费委託金等を見込んでおります。

18款財産収入、1項財産運用収入571万9,000円ではありますが、主なものは財産貸付収入で、不動産貸付収入等を見込んでおります。

2項財産売払収入20万2,000円ではありますが、物品売払収入等を見込んでおります。

19款1項寄附金750万2,000円ではありますが、主なものはふるさと応援寄附金等を見込んでおります。

20款繰入金、1項特別会計繰入金については、科目設定のみであります。

2項基金繰入金6億3,405万7,000円ではありますが、各種事業推進の財源確保のために各種基金繰入金を見込んでおります。

21款1項繰越金1億円を見込んでおります。

22款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料650万2,000円ではありますが、町税の延滞金等を見込んでおります。

2項預金利子2万円を見込んでおります。

3項貸付金元利収入474万円を見込んでおります。

4項受託事業収入38万7,000円ではありますが、農業者年金業務委託金を見込んでおります。

5項雑入1億6,573万6,000円ではありますが、主なものは場外車券場売場交付金等を見込んでおります。

23款1項町債12億5,029万円ではありますが、主なものは総務債で、合併特例事業債6億6,840万円等を見込んでおります。

続きまして、5ページをごらん願います。

歳出であります。

1款1項議会費1億593万1,000円ではありますが、人件費、物件費及び補助費等も見込んでおります。

2款総務費、1項総務管理費10億4,970万8,000円ではありますが、人件費、委託料等の物件費及び補助費等を見込んでおります。主なものは財政管理費で、公共施設整備基金への積立金等を見込んでおります。

2項徴税费1億8,113万3,000円ではありますが、人件費、委託料等の物件費及び補助費等を見込んでおります。主なものは賦課徴収費で、固定資産税評価替え鑑定業務委託料等を見込んでおります。

3項戸籍住民基本台帳費7,179万7,000円ではありますが、人件費、委託料等の物件費及び補助費等を見込んでおります。主なものは戸籍総合システム借上料等を見込んでおります。

4項選挙費1,565万3,000円ではありますが、選挙管理委員会費及び参議院議員選挙費の人件費及び物件費等を見込んでおります。

5項統計調査費402万3,000円ではありますが、機関統計調査等に伴う人件費等を見込んでおります。

6項監査委員費35万4,000円ではありますが、委員報酬等を見込んでおります。

3款民生費、1項社会福祉費16億8,150万4,000円ではありますが、人件費、扶助費及び繰出金等を見込んでおります。主なものは障害福祉費の扶助費で、自立支援給付費等を見込んでおります。

2項児童福祉費7億7,199万8,000円ではありますが、委託料等の物件費、扶助費及び補助費等を見込んでおります。主なものは保育所費の扶助費で、施設型給付費等を見込んでおります。

4款衛生費、1項保健衛生費2億5,286万1,000円ではありますが、人件費、委託料等の物件費及び補助費等を見込んでおります。主なものは保健衛生総務費で、国民健康保険特別会計施設勘定繰出金等を見込んでおります。

2項清掃費14億6,610万4,000円ではありますが、人件費、委託料等の物件費及び普通建設事業費等を見込んでおります。主なものは一般廃棄物処理施設建設費で、新ごみ処理施設建設工事及び衛生センター延命化工事等を見込んでおります。

3項上水道費1億7,726万5,000円ではありますが、水道事業会計の補助金を見込んでおります。

4項下水道費464万7,000円ではありますが、主に合併処理浄化槽設置費補助金等を見込んでおります。

5款農林水産業費、1項農業費5億6,589万1,000円ではありますが、人件費、補助費等普通建設事業費及び繰出金等を見込んでおります。主なものは農業総務費で、農業集落排水

事業特別会計への繰出金等を見込んでおります。

2 項林業費238万2,000円ではありますが、物件費及び補助金等を見込んでおります。

6 款 1 項商工費 3 億2,400万8,000円ではありますが、委託料等の物件費、補助費等及び普通建設事業費等を見込んでおります。主なものは、道の駅かつら施設整備工事等を見込んでおります。

6 ページをお開き願います。

7 款土木費、1 項土木管理費8,716万2,000円ではありますが、人件費、委託料等の物件費及び補助費等を見込んでおります。主なものは道路台帳補正委託等を見込んでおります。

2 項道路橋梁費 4 億4,064万3,000円ではありますが、委託料等の物件費、補助費等及び普通建設事業費等を見込んでおります。主なものは道路新設改良費で、工事請負費 1 億5,000万円等を見込んでおります。

3 項河川費5,275万6,000円ではありますが、普通建設事業費等を見込んでおります。

4 項都市計画費 5 億2,462万9,000円ではありますが、人件費、委託料等の物件費及び繰出金等を見込んでおります。主なものは公共下水道費で、公共下水道事業特別会計の繰出金等を見込んでおります。

5 項住宅費 1 億1,494万7,000円ではありますが、人件費、委託料等の物件費及び普通建設事業費等を見込んでおります。主なものは住宅管理費で、町営住宅修繕業務委託料等を見込んでおります。

8 款 1 項消防費 7 億7,445万9,000円ではありますが、人件費、補助費等及び普通建設事業費等を見込んでおります。主なものは水戸市への消防事務負担金及び防災情報伝達システム整備工事費等を見込んでおります。

9 款教育費、1 項教育総務費 2 億218万円ではありますが、人件費、委託料等の物件費及び補助費等を見込んでおります。主なものは事務局費で、高校生通学費補助等を見込んでおります。

小学校費 1 億4,010万8,000円ではありますが、人件費、委託料等の物件費及び普通建設事業費等を見込んでおります。主なものは学校管理費で、スクールバス運行業務委託等を見込んでおります。

3 項中学校費6,423万6,000円ではありますが、人件費、委託料等の物件費及び普通建設事業費等を見込んでおります。主なものは教育振興費で、バス定期券購入費等を見込んでおります。

社会教育費 2 億8,326万円ではありますが、人件費、委託料等の物件費及び普通建設事業費等を見込んでおります。主なものはコミュニティセンター費で、コミュニティセンター城里空調設備改修工事等を見込んでおります。

5 項保健体育費 2 億9,710万7,000円ではありますが、人件費、委託料等の物件費及び補助費等を見込んでおります。主なものは国民体育大会費等を見込んでおります。

10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費であります。科目設定のみであります。

2項公共土木施設災害復旧費であります。科目設定のみであります。

11款1項公債費8億7,124万7,000円あります。元金利子の償還と一時借入金の利子を見込んでおります。

12款諸支出金、1項普通財産取得費については科目設定のみであります。

7ページをごらん願います。

13款1項予備費1,000万円を見込んでおります。

続いて、8ページの第2表債務負担行為であります。債務を負担することができる事項、期間及び限度額を見込んでお示しするものです。

続いて、9ページの第3表地方債であります。起債の目的、限度額等を見込んでお示しするものです。

以上、31年度当初予算につきましてご説明させていただきましたが、詳細につきましては11ページから116ページの事項別明細書、給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書をごらんいただきたいと思っております。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小唄 孝君） これより議案第24号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第25号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康保険課長山口利春君。

○健康保険課長（山口利春君） 議案第25号 平成31年度城里町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の117ページをごらん願います。

まず、事業勘定についてご説明申し上げます。

第1条であります。

国民健康保険特別会計事業勘定の予算総額は、歳入歳出それぞれ23億1,902万3,000円とするものです。

第2条は、一時借入金の借り入れの最高額を1億円とするものです。

第3条は、歳出予算の流用につきまして保険給付費に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用とするものです。

118ページをごらん願います。

第1表歳入歳出予算であります。

まず、歳入であります。

1款1項国民健康保険税4億5,700万2,000円あります。一般、退職被保険者の国民

健康保険税の現年課税分、滞納繰越分を見込んでおります。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料40万1,000円ではありますが、督促手数料の収入を見込んでおります。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金1,000円ではありますが、科目設定のみでございます。

4 款県支出金、1 項県補助金15億6,481万1,000円ではありますが、普通交付金、特別交付金、特別調整交付金等を見込んでおります。

5 款財産収入、1 項財産運用収入3万円ではありますが、基金積立金の利息を見込んでおります。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金2億5,853万6,000円ではありますが、一般会計からの保険基盤安定、職員給与等の繰入金を見込んでおります。

2 項基金繰入金2,000万円ではありますが、国保支払準備基金からの繰り入れを見込んでおります。

7 款1 項繰越金1,000万1,000円ではありますが、前年度繰越金を見込んでおります。

8 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料502万3,000円ではありますが、一般及び退職被保険者等延滞金、加算金の収入を見込んでおります。

2 項受託事業収入1,000円ではありますが、特定健康診査等受託収入を見込んでおります。

3 項雑入321万7,000円ではありますが、一般及び退職被保険者第三者納付金等を見込んでおります。

続きまして、119ページをごらん願います。

歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費5,835万7,000円ではありますが、人件費及び電算処理委託システム使用料、国保連合会負担金等を見込んでおります。

2 項徴収費633万4,000円ではありますが、国保税電算処理委託料、収納システム使用料等を見込んでおります。

3 項運営協議会費25万4,000円ではありますが、国保運営協議会委員報酬及び国保運営協会負担金等を見込んでおります。

2 款保険給付費、1 項療養諸費13億1,669万1,000円ではありますが、一般、退職被保険者等療養給付費及び療養費、審査支払手数料を見込んでおります。

2 項高額療養費1億7,762万7,000円ではありますが、一般、退職被保険者と高額療養費及び高額合算療養費を見込んでおります。

3 項移送費10万円ではありますが、一般、退職被保険者の移送費を見込んでおります。

4 項出産育児諸費840万5,000円ではありますが、20件分を見込んでおります。

5 款葬祭費250万円ではありますが、50件分を見込んでおります。

3 款国民健康保険事業費の納付金、1 項医療給付費分5億2,274万4,000円ではありますが、

一般被保険者医療給付費分、退職者被保険者等医療給付費分を見込んでおります。

2項後期高齢者支援金分等1億2,761万5,000円ではありますが、一般被保険者後期高齢者支援分と退職被保険者等の後期高齢者支援分の収入を見込んでおります。

3項介護納付金4,705万2,000円ではありますが、介護納付金分として見込んでおります。

4款1項共同事業拠出金2,000円ではありますが、国民年金受給者リスト作成費用を見込んでおります。

5款保健事業費、1項保健事業費551万6,000円ではありますが、疾病予防事業費の人間ドック、脳ドック、健康教室等の委託料を見込んでおります。

2項特定健康診査等事業費2,686万6,000円ではありますが、特定健康診査委託料及び特定健康診査データ管理等の負担分を見込んでおります。

6款1項基金積立金3万円ではありますが、国民健康保険支払準備基金の利息を見込んでおります。

120ページをごらん願います。

7款1項公債費8万4,000円ではありますが、一時借入金利子を見込んでおります。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金275万4,000円ではありますが、一般、退職被保険者の保険税還付加算金等を見込んでおります。

2項延滞金1,000円ではありますが、科目の設定のみでございます。

3項繰出金1,109万1,000円ではありますが、特別調整交付金の施設勘定への繰出金を見込んでおります。

9款1項予備費ではありますが、500万円を計上いたしました。

以上、城里町国民健康保険特別会計事業勘定の予算についてご説明させていただきました。

詳細につきましては121ページから142ページまでの事項別明細書、給与費明細書、当該年度以降の支出予算予定額等に関する調書をごらんいただきたいと思います。

続きまして、143ページをごらん願います。

国民健康保険特別会計（施設勘定）の予算についてご説明申し上げます。

第1条であります。

国民健康保険特別会計（施設勘定）の予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,435万3,000円とするものです。

第2条は地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

第3条は、一時借入金の借り入れの限度額を5,000万円とするものです。

144ページをごらん願います。

第1表歳入歳出予算であります。

まず、歳入であります。

1 款診療収入、1 項外来収入 1 億3,115万8,000円ではありますが、医科、歯科の診療報酬及び一部負担金の現年度、過年度分収入を見込んでおります。

2 項その他の診療収入621万円ではありますが、医科、歯科の諸検査等の収入を見込んでおります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料28万8,000円ではありますが、医師住宅 2 棟分の使用料を含んでおります。

2 項手数料44万2,000円ではありますが、診断書及び介護保険意見書作成手数料等を見込んでおります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金7,142万1,000円ではありますが、一般会計からの繰入金及び事業勘定により特別調整交付金等の繰り入れを見込んでおります。

4 款 1 項繰越金150万円ではありますが、前年度繰越金を見込んでおります。

5 款諸収入、1 項雑入113万4,000円ではありますが、投薬容器、衛生材料費等の売払金を見込んでおります。

6 款 1 項町債220万円ではありますが、訪問診療用の車両購入に伴う起債分を見込んでおります。

145ページをごらん願います。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費、1 項施設管理費 1 億3,623万9,000円ではありますが、職員の人件費、施設の維持管理費等を見込んでおります。

2 項研究研修費36万5,000円ではありますが、医師の研修旅費及び研修負担金等を見込んでおります。

2 款 1 項医業費7,546万4,000円ではありますが、歯科手術の医療材料費、各種検査費、技師委託費等を見込んでおります。

3 款 1 項公債費128万5,000円ではありますが、元金、利子の償還と一時借入金の利子を見込んでおります。

4 款 1 項予備費ではありますが、100万円を計上いたしました。

施設整備費につきましては、今年度はございません。

146ページをごらん願います。

第 2 表地方債でありますけれども、本年度予定しています過疎債の起債の目的、限度額等を示しております。

以上、平成31年度城里町国民健康保険特別会計（施設勘定）の予算につきましてご説明させていただきました。

詳細につきましては、147ページから161ページまでの事項別明細書、給与費明細書、地方債現在高見込みに関する調書をごらんいただきたいと思います。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坪 孝君） これより議案第25号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 続いて、議案第26号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康保険課長山口利春君。

○健康保険課長（山口利春君） 議案第26号 平成31年度城里町後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算書の163ページをごらん願います。

第1条であります。

後期高齢者医療特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ2億2,185万4,000円とするものです。

164ページをごらん願います。

1款1項後期高齢者医療保険料1億5,234万円ではありますが、特別徴収1億2,904万4,000円、普通徴収2,277万2,000円の保険料現年分と滞納繰越分52万4,000円を見込んでおります。

2款使用料及び手数料、1項手数料3万8,000円ではありますが、督促手数料を見込んでおります。

3款繰入金、1項他会計繰入金6,893万9,000円ではありますが、一般会計からの保険基盤安定繰入金と事務費繰入金を見込んでおります。

4款1項繰越金1,000円ではありますが、前年度繰越金を見込んでおります。

5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料ではありますが、3万2,000円を見込んでおります。

2項償還金及び還付加算金50万1,000円ではありますが、保険料還付金収入を見込んでおります。

3項雑入ではありますが、3,000円を見込んでおります。

165ページをごらん願います。

続きまして、歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費240万6,000円ではありますが、被保険者証の郵送料及び後期高齢者医療システム使用料等を見込んでおります。

2項徴収費107万6,000円ではありますが、納付書郵送料及び保険料算定電算処理委託料等を見込んでおります。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金2億1,786万円ではありますが、後期高齢者医療広域連合への保険料の納付金、それから保険基盤安定納付金を見込んでおります。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金51万1,000円ではありますが、保険料還付金及び保険料返納金を見込んでおります。

2項繰出金1,000円ではありますが、前年度精算金を一般会計への繰り出し分として見込んでおります。

以上、平成31年度城里町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明させていただきました。

詳細につきましては167ページから173ページまでの事項別明細書、当該年度以降の支出予定額等に関する調書をごらんいただきたいと思います。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坪 孝君） これより議案第26号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 続いて、議案第27号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

長寿応援課長阿久津忠昭君。

○長寿応援課長（阿久津忠昭君） 議案第27号 平成31年度城里町介護保険特別会計（保険事業勘定）の予算についてご説明いたします。

平成31年度城里町予算書の175ページをお開き願います。

第1条であります。

介護保険特別会計（保険事業勘定）の予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億7,748万6,000円とするものです。

第2条、歳出予算の流用につきましては、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用とするものです。

176ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算であります。

まず、歳入であります。

1款保険料、1項介護保険料3億8,699万9,000円ではありますが、第1号被保険者の特別徴収、普通徴収保険料の現年度分と滞納繰越分を見込んでおります。

2款使用料及び手数料、1項手数料3万6,000円ではありますが、主に督促手数料収入を見込んでおります。

3款国庫支出金、1項国庫負担金3億6,423万3,000円ではありますが、介護給付費国庫負担金の現年度、過年度分収入を見込んでおります。

2項国庫補助金1億7,973万5,000円ではありますが、調整交付金及び地域支援事業交付金収入を見込んでおります。

4款1項支払基金交付金5億6,345万6,000円ではありますが、介護給付費交付金、地域支援事業交付金収入を見込んでおります。

5款県支出金、1項県負担金3億267万3,000円ではありますが、介護給付費県負担金収入を見込んでおります。

2 項県補助金983万9,000円ではありますが、地域支援事業交付金（介護予防事業・日常生活支援総合事業）及び（包括的支援事業・任意事業）収入を見込んでおります。

3 項財政安定化基金支出金1,000円を見込んでおります。

6 款財産収入、1 項財産運用収入9,000円ではありますが、介護給付費準備基金利子収入を見込んでおります。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金 3 億2,949万6,000円ではありますが、介護給付費に対する町負担分で、介護給付費職員給与費及び事務費繰入金、地域支援事業繰入金、低所得者保険料軽減繰入金を見込んでおります。

2 項基金繰入金4,000万円ではありますが、介護給付費準備基金からの繰入金を見込んでおります。

3 項介護サービス事業勘定繰入金3,000円ではありますが、サービス事業勘定からの繰入金を見込んでおります。

8 款 1 項繰越金100万円、前年度繰越金を見込んでおります。

176ページから177ページをお願いします。

9 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料3,000円ではありますが、第1号被保険者からの延滞金と加算金及び過料を見込んでおります。

2 項雑入、3,000円を見込んでおります。

178ページをお願いします。

続いて、歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費4,739万3,000円ではありますが、人件費、事務処理システム保守委託費等を見込んでおります。

2 項徴収費221万円ではありますが、保険料算定業務委託費等を見込んでおります。

3 項介護認定審査会費980万2,000円ではありますが、認定審査会委員報酬、認定審査に伴う諸費用等を見込んでおります。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費18億6,300万円ではありますが、介護保険サービスを利用した要介護1から5の被保険者に対し保険給付費として支出する費用を見込んでおります。

2 項介護予防サービス等諸費3,698万4,000円ではありますが、介護予防サービスを利用した要支援1、2の被保険者に対し保険給付費として支出する費用を見込んでおります。

3 項高額介護サービス等費4,454万7,000円ではありますが、在宅や施設で介護サービスを利用した合計が利用者負担の上限を超えた場合に支給する費用を見込んでおります。

4 項高額医療合算介護サービス等費366万円ではありますが、介護保険と医療保険の負担額の総額が限度額を超えた場合に支給する費用を見込んでおります。

5 項特定入所者介護サービス等費 1 億242万円ではありますが、介護保険施設へ入所した場合、所得の少ない方の負担が重くならないよう限度額が設けられており、利用者負担額

から負担限度額を差し引いた額を介護保険から支給する費用を見込んでおります。

6 項その他の諸費140万3,000円ではありますが、介護給付費審査支払手数料を見込んでおります。

3 款地域支援事業費、1 項介護予防生活支援サービス事業費2,743万4,000円ではありますが、高齢者が要介護、要支援状態になることを予防する事業費を見込んでおります。

2 項一般介護予防事業費736万4,000円ではありますが、介護予防事業の委託料を見込んでおります。

3 項包括的支援事業・任意事業費3,115万9,000円ではありますが、町包括支援センター運営費用等を見込んでおります。

4 項その他諸費5万9,000円ではありますが、地域支援事業費の審査支払手数料を見込んでおります。

4 款 1 項財政安定化基金拠出金1,000円であります。

5 款 1 項基金積立金9,000円ではありますが、基金利子積立金を見込んでおります。

178ページから179ページになります。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金4万円ではありますが、過誤納還付金と国、県等の返還金を見込んでおります。

2 項延滞金1,000円を見込んでおります。

以上、城里町介護保険特別会計（保険事業勘定）の予算についてご説明させていただきました。

詳細につきましては181ページから200ページまでの歳入歳出予算事項別明細書、給与費明細書をごらんいただきたいと思います。

続きまして、203ページをお願いします。

平成31年度城里町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の予算につきましてご説明申し上げます。

第1条であります。

介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の予算の総額は、歳入歳出それぞれ424万9,000円とするものです。

204ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算であります。

まず、歳入であります。

1 款サービス収入、1 項予防給付費収入424万8,000円ではありますが、介護保険の要支援1、2の認定を受けた利用者の介護予防サービス計画費の収入を見込んでおります。

2 款 1 項繰越金1,000円、前年度繰越金を見込んでおります。

続いて、歳出であります

1 款サービス事業費、1 項介護予防支援事業費424万6,000円ではありますが、介護支援専

門員の人件費及び介護予防支援業務委託料を見込んでおります。

2款諸支出金、1項繰出金3,000円ではありますが、介護保険事業勘定への繰出金を見込んでおります。

以上、平成31年度城里町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の予算についてご説明させていただきました。

詳細につきましては205ページから208ページまでの歳入歳出予算事項別明細書、給与費明細書をごらんいただきたいと思います。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小唄 孝君） これより議案第27号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第28号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

下水道課長山崎秀樹君。

○下水道課長（山崎秀樹君） 議案第28号 平成31年度城里町公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書209ページをお開き願います。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億5,848万1,000円と定めるものです。

第2条、債務負担行為の事項、期間及び限度額は「第2表債務負担行為」によるものとしたものです。

第3条、起債。地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表地方債」によるものとしたものです。

第4条、一時借入金の最高額は3億円と定めるものです。

210ページをごらん願います。

第1表歳入歳出予算であります。

まず、歳入です。

1款分担金及び負担金、1項負担金1,938万8,000円ですが、流域下水道特定環境保全公共下水道受益者負担金の現年度、過年度分を見込んでおります。流域下水道特定環境保全下水道整備拡張による新規賦課分でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料1億2,363万3,000円ですが、流域下水道特定環境保全下水道使用料の現年度、過年度分を見込んでおります。実績により計上しております。

2項手数料ですが、28万3,000円とするものです。排水設備等設計確認検査手数料、排水設備工事指定店登録手数料及び督促手数料を見込んでおります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金7,050万円ですが、流域下水道整備事業国庫補助金を見込んでおります。

4 款 県支出金、1 項 県補助金 50 万円ですが、下水道整備支援事業費の補助金を見込んでおります。

5 款 繰入金、1 項 他会計繰入金 4 億 9,707 万円ですが、一般会計からの繰入金を見込んでおります。流域下水道特定環境保全下水道整備事業費の地方債償還金が主なものであります。

6 款 1 項 繰越金 500 万円ですが、前年度からの繰越金を見込んでおります。

7 款 諸収入、1 項 雑入 7,000 円ですが、排水施設工事申請用紙代等を見込んでおります。

8 款 1 項 町債ですが、2 億 4,210 万円とするものです。流域下水道事業債特定環境下水道事業債及び公営企業会計適用債を見込んでおります。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。

予算書の 211 ページをごらん願います。

1 款 1 項 下水道事業費 5 億 433 万円ですが、下水道施設等の維持管理費及び整備事業費であります。維持管理費につきましては流域特定環境保全下水道 2 事業の管理に要する物件費、工事請負費、負担金等であります。整備費につきましては人件費、流域特定環境下水道整備に伴う環境設計委託料、工事請負費及び補償費であります。

2 款 1 項 公債費 4 億 4,815 万 1,000 円ですが、地方債償還元金、利子及び一時借入金の利子を見込んでおります。

3 款 1 項 予備費ですが、600 万円を見込んでおります。

212 ページをごらん願います。

第 2 表 債務負担行為についてであります。債務負担行為の事項、期間及び限度額をお示ししております。

213 ページをごらん願います。

第 3 表 町債についてであります。起債の目的、限度額等をお示ししております。

以上、平成 31 年度 城里町 公共下水道事業特別会計予算についてご説明いたしました。詳細につきましては 215 ページからの事項別明細書、給与費明細書、債務負担行為等の支出予定額に関する調書、町債に関する調書をごらんいただきたいと存じます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小唄 孝君） これより議案第 28 号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第 29 号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

下水道課長 山崎秀樹君。

○下水道課長（山崎秀樹君） 議案第 29 号 平成 31 年度 城里町 農業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の 231 ページをお開き願います。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出の予算の総額は歳入歳出それぞれ2億8,023万3,000円と定めるものです。

第2条、債務負担行為の事項、期間及び限度額は「第2表債務負担行為」によるものとしたものです。

第3条、町債の起債の目的、減度額、起債の方法、利率、償還の方法は「第3表地方債」によるとしたものです。

第4条、一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定めるものです。

232ページをごらん願います。

第1表歳入歳出予算であります。

まず、歳入です。

1款分担金及び負担金、1項分担金ですが、154万3,000円とするものです。農業集落排水事業5地区の新規加入分及び過年度分を見込んでおります。前年度とほぼ同額であります。

2款使用料及び手数料、1項使用料ですが、5,316万8,000円とするものです。農業集落排水事業5地区の現年度、過年度分の使用料を見込んでおります。

2項手数料ですが、2万6,000円とするものです。排水設備等計画確認検査手数料及び督促手数料を見込んでおります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金200万円ですが、農業集落排水事業国庫補助金を見込んでおります。農村・漁村地域整備交付金を見込んでおります。

4款繰入金、1項他会計繰入金ですが、2億1,889万3,000円とするものです。一般会計からの繰入金を見込んでおります。

農集排水事業の5地区の維持管理費、人件費、地方債及び償還金が主なものであります。

基金繰入金につきましては、基金からの繰り入れが完了したため今年度予算に計上してございません。

5款1項繰越金200万円ですが、前年度からの繰越金を見込んでおります。

6款諸収入、1項雑入ですが、3,000円は台帳等のコピー代を見込んでおります。

7款1項町債260万円ですが、公営企業会計適用債を見込んでおります。

下段の財産収入、財産運用収入については、農業集落排水事業債償還準備基金利子の積み立てがなくなるため今年度予算は計上してございません。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

233ページをごらん願います。

1款1項農業集落排水事業ですが、9,740万4,000円とするものです。人件費及び集落排水処理施設中継ポンプ等の維持管理費が主なものであります。

2款1項公債費ですが、1億8,082万9,000円とするものです。町債償還元金、利子及び一時借入金の利子を見込んでおります。前年度と同額です。

3 款 1 項予備費ですが、200万円とするものです。

234ページをごらん願います。

第 2 表債務負担行為についてであります。債務負担行為の事項、期間及び限度額をお示ししております。

235ページをごらん願います。

第 3 表地方債についてであります。起債の目的、限度額等をお示ししております。

以上、平成31年度城里町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明いたしましたが、詳細につきましては237ページからの事項別明細書、給与費明細書、債務負担行為の支出予定額等に関する調書、地方債に関する調書をごらんいただきたいと存じます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小坪 孝君） これより議案第29号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 続いて、議案第30号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

水道課長高瀬浩文君。

○水道課長（高瀬浩文君） 議案第30号 平成31年度城里町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の251ページをごらん願います。

第 1 条は総則であります。

第 2 条、業務の予定量よりご説明いたします。

第 2 条、業務の予定量につきましては、（1）当該年度給水戸数7,840戸、（2）年間総配水量229万4,923立方メートル、（3）1日平均配水量6,287立方メートル、（4）で主な建設改良事業、水道施設更新事業1億3,725万6,000円としております。

第 3 条の収益的収入及び支出の予定額は次のとおりでございます。

収入につきましては、1 款水道事業収益 7 億4,370万円、1 項営業収益 4 億9,289万5,000円ありますが、給水収益、受託工事収益、その他の営業収益を見込んでおります。

2 項営業外収益 2 億5,070万5,000円ありますが、一般会計補助金、長期前受金戻入等を見込んでおります。

3 項特別利益10万円ありますが、水道料金の過年度分調定増分等を見込んでおります。

支出につきましては、1 款水道事業費用 7 億4,370万円、1 項営業費用 6 億7,666万9,000円ありますが、水道施設の維持管理、受託工事費、総係費、減価償却費などを見込んでおります。

2 項営業外費用6,493万1,000円ありますが、企業債利息及び消費税還付金等を見込んでおります。

3 項特別損失10万円につきましては、水道料金の過年度分の調定減等を見込んでおりま

す。

4 項予備費につきましては200万円を計上しております。

続きまして、252ページをごらん願います。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は次のとおりです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億7,406万7,000円は当該年度分損益勘定留保資金で補てんするものとしております。

収入につきましては、1 款資本的収入1,980万5,000円、2 項補助金1,590万5,000円でありますが、一般会計補助金を見込んでおります。

3 項負担金390万円ではありますが、消火栓設置維持負担金を見込んでおります。

支出につきましては、1 款資本的支出3億9,387万2,000円、1 項建設改良費1億6,367万9,000円ではありますが、主に施設整備及び水道建設事業費などを見込んでおります。

2 項企業債償還金2億3,019万3,000円ではありますが、企業債元金償還金を計上しております。

第5条につきましては、一時借入金の限度額を1億円とするものです。

第6条につきましては、各項経費の金額を流用することができる場合を、1 項営業費用、2 項営業外費用とするものです。

第7条の経費の流用につきましては、職員給与費5,542万4,000円をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその金額に流用する場合は議会の議決を得なければならないとするものです。

253ページをごらん願います。

第8条につきましては、一般会計からの補助を受ける金額は1億7,716万5,000円ではありますが、3 条予算の補助金1億6,136万円は企業債償還金及び総係費に充て、4 条予算の補助金1,590万5,000円は企業債元金償還に充てるものです。

第9条につきましては、棚卸資産の購入限度額を865万3,000円とするものです。

以上、平成31年度城里町水道会計予算概要を説明させていただきました。

詳細につきましては255ページから260ページの予算実施計画、261ページから277ページの予算予定キャッシュフロー計算書、給与明細書、債務負担行為に関する調書、平成30年度予定損益計算書、予定貸借対照表、平成31年度予算貸借対照表、公営企業債に関する調書、予算に関する注記等をごらんいただきたいと思います。と存じます。

以上、ご説明申し上げました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小坪 孝君） これより議案第30号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第31号から報告第26号までの30件につきましては本会議に上程される予定でございます。

なお、平成31年度城里町全7会計の予算審議であります。議長を除く全議員により予算特別委員会を設置し、別紙会期日程案により常任委員会所管分について審議する分科会方式により行いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の全員協議会の協議事項は全て終了いたしました。

なお、来る3月5日火曜日午前10時をもって、平成31年第1回議会定例会が招集されますので、午前9時50分までには議員控室にお集りいただきますようお願いいたします。

閉 会

○議長（小唄 孝君） 以上をもちまして、議会全員協議会を閉会いたします。
大変お疲れさまでした。

午後 2時06分閉会